

9月30日までに申請を

中小企業や農水産業者 などを応援する支援金制度

新型コロナウイルス感染症の影響で

売り上げが減少した事業者などを対象に、
支援金を給付しています。

旭市中小企業者等事業継続支援金

対象／市内に事業所や店舗、または住所があり、令和元年以前から事業を営んでいる、中小企業者や個人事業主

給付要件／令和2年2月から7月までのいずれかの月の売り上げが、前年同月と比較して30%以上減少している

給付額／●売上減少率50%以上・20万円(令和元年の月平均売上高が20万円未満の場合は10万円) ●売上減少率30%以上50%未満・10万円

提出書類／申請書兼請求書、営業許可証など事業を営んでいることが分かる書類、令和元年分の確定申告書類の写し、売り上

げ台帳など売上高の減少が分かる書類の写し、振込指定口座の通帳の写し

申込期限／9月30日(水)消印有効

申し込み方法／市ホームページからダウンロードできる申請書

に必要事項を記入し、提出書類を添えて郵送で申し込んでください。申請書は市商工観光課、市役所本庁または各支所、旭市商工会の窓口で受け取れます。

旭市農水産業経営継続支援金

対象／令和元年12月31日までに農水産業の経営を開始し、今後も事業を継続する意欲がある法人や個人事業主

給付要件／令和2年2月から7

月のいずれかの月の農水産業に係る売り上げが、前年同月と比

較して、30%以上減少している
給付額／●売上減少率50%以上・一律20万円 ●売上減少率30%以上50%未満・一律10万円
提出書類／申請書兼請求書、令和元年分の確定申告書類の写し、売り上げ台帳など売上高の減少が分かる書類、振込指定口座の通帳の写し

申込期限／9月30日(水)消印有効

申し込み方法／市農水産課、市役所本庁または各支所、JA各営農センターの窓口で受け取れる申請書に、必要事項を記入し、提出書類を添えて郵送で申し込んでください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

申し込み・問い合わせ先

旭市中小企業者等事業継続支援金

〒289・2504

旭市二の5127

商工観光課商工労政班

☎62・5874

旭市農水産業経営継続支援金

〒289・2604

旭市高生1

農水産課振興班

☎74・3671

もしものときに対応できるように

緊急通報装置を貸し出しています

緊急通報装置は、高齢者が急病などの緊急時に、ボタン一つで相談センターに通報が入る装置です。24時間いつでもつながり、状況に応じてセンターから救急車の要請や、緊急連絡先の協力員に連絡します。看護師などが常駐しているため、健康相談なども受けられます。

対象／65歳以上の1人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯。

※働いている人や、別棟や隣家に身内が居住している場合は対象外です。申し込みには、緊急時に駆け付ける人の事前登録が必要です。

費用／1か月当たり上限2,915円

※所得税非課税の人は無料。所得に応じて一部負担あり。

申し込み・問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者班(☎62-5350)

通報の流れ



緊急通報装置

急病などの緊急時や健康上の相談がある場合に、装置のボタンを押すと、24時間365日いつでも相談センターにつながります。

相談センター
(立山システム研究所)

看護師や保健師などの有資格者が常駐する相談センターは、24時間365日対応しています。



消防署
親族・協力員